



ACCSJ 面会交流支援における安全の確保に関するガイドライン

構成：

- 1 面会交流支援における安全に関する基本的な考え方
- 2 利用者の遵守事項と契約の締結
- 3 危険を回避するための事前準備と対応

1 面会交流支援における安全に関する基本的な考え方

1.1 はじめに

本文書は、面会交流支援全国協会（ACCSJ）が定める ACCSJ 基準〔第2次案〕「1. 面会交流支援の基本的な目的」「11. 面会交流支援における安全の確保」において求められている面会交流における安全を図るための ACCSJ ガイドラインです。

1. 面会交流支援の基本的な目的

- 子の権利、子の福祉、安心・安全の実現

==

- (1) 面会交流は子の権利の観点から行われ、子の福祉の実現が、面会交流支援において最も重視される目的である。
- (2) 面会交流の支援者（以下、支援者）は、子どもが安心して面会交流できるように支援を提供する。

11. 面会交流支援における安全の確保

- 関係者全員の安全の確保
- 利用者が遵守すべき事項の設定と事前の同意
- 安全確保のためのガイドラインの設定

==

- (1) 面会交流の実施において、関係者全員の安全の確保が最も優先される。
- (2) 児童虐待やドメスティック・バイオレンスは子の福祉を害することを共通認識とした上で、安全の確保を図る。
- (3) 前2項の安全を確保するために利用者が遵守すべき事項について、支援利用契約や利用契約の内容となる規約等に定め、同意書への署名によって利用者に確認する（6. ⑤、⑥）*。
- (4) 面会交流実施中に安全上の問題が生じた際には、事前に準備したガイドライン（6. ⑦）に従って適切に対応し、必要な場合には警察などの関係機関に助けを求める**。

注：

*利用者の遵守事項には、①連れ去りの禁止、②暴言、暴力、威圧的言動の禁止、③支援者の指示へ従うことを含み、遵守されない場合には、支援団体は支援を中止することができる。本遵守事項の例や利用者への確認における注意事項については、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。契約および署名については、7. 注釈。

**面会交流が実施される場所の所轄の警察を事前に確認して、関係するスタッフが適切に連絡をとることができる体制を整備する。ガイドラインや安全性の問題が生じる場合の事前、事後の対応について、ACCSJ ガイドラインを参考にすることができる。

1.2 安全確保のための基本的な考え方

面会交流が子どものためにあり、子どもの安全と安心が図られなければならないことは当然ですが、ACCSJ 基準は、子どものみならず、利用者や支援者、面会交流に携わる全ての者の安全が図られることを求めています。安全の確保は、面会交流支援者が実現しなければならない最優先事項であり、危険や安全が損なわれる可能性を確認した際には、支援者は、何よりも優先して、関係者全員の安全の確保を図ります。安全で安心な面会交流の実現は、子の福祉を実現する上で重要です。子どもが何らかの恐怖親を抱いていると感じる際には、支援者は、子どもの安心のために対応します。子どもや利用者と接する支援者には、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）への正確な理解が求められます。児童虐待やDVについては、「ACCSJ 児童虐待およびドメスティック・バイオレンス（仮）」に関するハンドブックを参照してください。

利用者が、事前に示され合意した遵守事項を守ることで、面会交流における安全が確保されます。過去にドメスティック・バイオレンスや児童虐待等がある場合でも、利用者を加害者としてみるのではなく、あくまでも、面会交流の当事者として公平に接し、支援者は、利用者に遵守事項の履行を求めます。遵守事項違反があった場合には、違反行為の中止を指示し、その指示に従わなかった際に実施中の面会交流を中止したり、利用契約を終了させるなどの対応を行います。

2 利用者の遵守事項と契約の締結

2.1 利用契約と利用者の遵守事項

利用契約に、面会交流の際に安全性を損ねるような行為について遵守事項（禁止事項）として定めます。加えて、面会交流実施中に遵守事項が守られなかった際には、面会交流が中止されることも定めておきましょう。遵守事項を守らないことは、契約違反となり、利用契約を終了させる（面会交流支援を打ち切る）根拠となります。遵守事項として、次のような行為が含まれます。

① 連れ去りを防止するための条項

面会交流の機会を利用して子どもが連れ去られることを防止する必要があるため、「子どもを連れ去らないこと」を遵守事項にします。一方で、親権や子の養育に関する取り決めで

高葛藤にある利用者間は、「連れ去り」という言葉に敏感です。そのため、「集合の時刻や面会交流の時間を厳守すること」、「子どもとの交流は支援者の目の届く範囲で行うこと」など、具体的に連れ去りを防止するための遵守事項を設定することができます。

②暴言・暴力・威圧的言動の禁止

子どもに対する暴言や暴力のみならず、支援者や他方利用者に対する暴言や暴力、威圧的言動を禁止して、安心・安全な面会交流を実現します。子ども、他方利用者、支援団体および関係者に対して暴言・暴力・威圧的行動をしないこと、を遵守事項とします。

③面会交流の条件や内容を守ること

各面会交流の実施のために、集合時刻や集合場所、面会交流時間、プレゼントなどの取扱いについて詳細を取り決めます。その取り決めた詳細に従うことを遵守事項として定めておきます。

④支援者の指示に従うこと

利用者と支援者は、子どものための面会交流を実現するためのパートナーであり、主従の関係に立ちません。しかし、遵守事項を破るなどの問題が起きた際に、支援者が対応しやすくするために、支援者の指示に従うことを遵守事項としておくとよいでしょう。

2.2 利用契約の締結

利用契約を締結する前に、必ず、遵守事項については口頭で利用者に説明をして、内容を理解しているかを確認します。利用者の理解を確認できたら、利用契約を締結します。契約は、口頭でも成立しますが、書面にしたり、利用者の意思を確認することができるメールのやり取り、本人を確認できるインターネット・フォームによる申込み等で行い、契約が締結されたことがわかるようにします。利用契約は、同居親と別居親のそれぞれと支援団体が締結します。

3 危険を回避するための事前準備と対応

3.1 事前の準備

面会交流支援を行うための事前の準備として、最寄りの警察署、福祉機関（児童相談所など）の電話番号を調べておきます。安全を図るための対応は、全て者が責任をもって対応すべきことですが、判断に迷うこともあります。現場にいる支援者が数人いる場合には、まずは支援者間で相談することになりますが、支援団体の管理者等、スーパーバイザーやマネージャーが別にいる場合には、電話等で相談できるように、連絡先を確認しておきます。安全を図るための連絡先は、面会交流支援に携わるボランティアを含む全員が、事前のミーティングなどで確認をします。

3.2 問題が起きた際の対応

(1) 遵守事項違反に対する対応

利用者が遵守事項を守らず、禁止されている行為を行っている場合、あるいは、行う危険があると察した場合には、利用契約書の内容を示して、利用者にそのような行為が契約から禁止されていることを伝えます。禁止行為である旨伝えたにもかかわらず、利用者がその行為をやめない場合には、面会交流実施中には面会交流を制限すること、また、繰り返される場合には支援を打ち切ることを伝えます。それでも禁止行為が継続される場合には、直接的な危険がなくても、実施されている面会交流を中止しましょう。

面会交流中の利用者が決められた時間に指定の場所に戻ってこず、子どもの場所を確認できない場合や、支援者が面会交流中に見失うという事態が発生した場合には、面会交流中の利用者に連絡し、子どもの安全を確認できる場所に子どもを連れて戻ってくるように指示します。利用者がそれに従わない場合や、面会交流中の利用者と連絡が取れない場合には、すぐに同居親に連絡します。同居親は、必要があれば警察に連絡するなどの措置をとります。緊急性を判断して、支援者が警察に連絡することも考えられます。

利用契約の遵守は、安全を確保する上で重要です。合理的な理由なく安易に例外を認めることは避けましょう。遵守事項に違反する行為が繰り返される場合には、契約違反を理由に利用契約を終了させ、支援を打ち切ります。

(2) 危険を察した際の対応

暴言、暴力など、直接的な危険がある場合には、子どもを含む全員の安全を確保して、すぐに最寄りの警察に連絡をして助けを呼びます。面会交流を実施する場所が特定されている場合には、日頃から最寄りの警察に面会交流支援について話をしておくと、緊急時の対応がスムーズに進みます。

遵守事項違反に限らず、安全が脅かされると判断する場合には、安全を図るための対応を最優先にしましょう。たとえば、利用者ではない第三者の暴力があった場合や、地震や火事など、予期しない危険もあります。また、支援者自身の安全の確保も忘れてはいけません。支援者や周辺の人に対する暴言であったとしても、暴言は暴力等の危険な行為に繋がっていきます。利用者との人間関係から他機関への連絡を戸惑うことも考えられますが、安全の確保が最も優先される事項であることを確認して、まずは助けを求めて連絡や通知を行いましょう。安全確保に向けた改善が見込めず安全が確保できない場合には、利用契約を終了させ、支援を打ち切ります。

(3) 児童虐待などの疑いがある場合

子どもに不自然な痣があったり、子どもの様子から、ネグレクトをはじめとする児童虐待が疑われる場合には、児童相談所など関係する福祉機関に連絡を行いましょう。児童相談所は、子どもの福祉を図る機関として親との協力関係も重視しています。躊躇せずに連絡して

子どもの保護や子育て支援に繋げるようにしましょう。

*児童相談所への連絡には、全国统一ダイヤル「189」が便利です。各地域の児童相談所への連絡が可能となります。

3.3 団体内ガイドラインの作成

3.1 に示した事前に調べた連絡先や、団体内での危険に対応する手順、3.2 に示した対応を、団体内の手引き書やチャートにして、支援者およびその他のスタッフがいつでも内容を確認できるようにしておきます。このような団体内の安全確保のためのガイドラインは、「ACCSJ 基準 6. ⑦」で求められている事項ですので、必ず作成しましょう。

附則 本ガイドラインは、2022年9月23日より適用する。

以上